

「土木工事施工管理基準」の令和4年1月版への改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の施工管理基準(R3.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。
- ・港湾漁港編については国交省、水産庁の基準に準拠する。

2 主な改定点(一般土木編)

		工種等	変更点
総則		「3次元データによる出来形管理」 「施工箇所が点在する工事」	追加
一般土木編	品質管理	【フレキャストコンクリート製品】【中間混合処理】【鉄筋挿入工】	追加
		試験項目・方法・基準等	各種基準の改定に伴う(参照頁,表現の変更や追記等)
	出来形管理	「掘削工」「盛土工」「各種舗装工」 「路面切削工」「オーバーレイ工」「表層安定処理工」「固結工」「浚渫船運転工」	追加
		測定項目・基準・箇所等	各種基準の改定に伴う(参照頁,表現の変更やICT対応の追記等)
	写真管理	「伸縮装置工(埋設型)」 「固結工(中間混合処理工)」	追加
		「固結工(中間混合処理)」 「砂防ソイルセメント」	追加
港湾漁港編	品質	測定頻度	時期の明確化等
		備考欄	不要部の削除,追記
	出来形	各工種における測定箇所	具体的な測定箇所の追記や管理表の作成を明示。
		摘要欄	規格値に係る追記
写真	「本体工(捨石・捨ブロック式)」「維持補修工」「構造物撤去工」「雑工」	追加	
様式		「品質・出来形管理様式」 「付録関係調査様式」	「工事関係書類一覧表」へ移行